**第１回 犯罪被害者等支援条例に係る懇話会 議事概要**

日時：平成３０年７月２４日（火）１４：００～１６：００

場所：大阪府庁　本館1階　第２委員会室

■懇話会出席者

○委員（50音順・敬称略）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 所属団体・機関名、職名 |
| 大川　哲次 | (認定NPO)大阪被害者支援アドボカシーセンター 代表理事 |
| 川本　哲郎 | 同志社大学法学部 教授 |
| 佐藤　雅代 | 関西大学経済学部 教授 |
| 松風　勝代 | (社福)大阪府衛生会 児童心理治療施設・希望の杜 園長 |
| 曽我部 真裕 | 京都大学大学院法学研究科 教授 |
| 林　　良平 | 元　全国犯罪被害者の会(あすの会) 代表幹事代行 |
| 平瀬　義嗣 | 弁護士大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会 副委員長 |

○オブザーバー

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 所属団体・機関名／職名 |
| 伊藤　幸美 | 大阪府警察本部総務部府民応接センター 被害者支援官 |

■配布資料

資料１　　犯罪被害者等基本法

資料２　　第３次犯罪被害者等基本計画の概要

資料３　　大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針の概要

資料４　　大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針

資料５　　大阪府犯罪被害者等支援関連施策集

資料６　　犯罪被害者等支援（大阪府警察）

資料７　　請願第47号 犯罪被害者等の支援に関する条例の制定を求める件

資料８　　犯罪被害者等の支援に関する条例の制定状況

資料９　　平成３０年に制定された５道県の条例構成一覧

■会議の概要

○資料の確認、出席委員及びオブザーバーの紹介

○座長の選出（委員互選により川本委員を座長に選出）

○副座長の指名（川本座長が大川委員を副座長に指名）

○開会挨拶（大阪府青少年・地域安全室長）

○犯罪被害者等支援の現状について

|  |  |
| --- | --- |
| 座長 | それでは、次第に基づいて、会議を進めさせていただく。最初に犯罪被害者等支援の現状について、事務局及びオブザーバーから、説明をお願いする。 |
| 事務局 | 資料１～５に基づき、府(知事部局)における犯罪被害者等支援の現状について説明 |
| オブザーバー | 資料６に基づき、府警察本部における犯罪被害者等支援の現状について説明。 |
| 委員 | 現状についての評価をお伺いしたい。条例化されていない中で、府あるいは府警として、犯罪被害者に対する支援というものがこれまで十分になされてきたというふうに評価をされているのか。また、例えば条例がないことによって不十分あるいは制約を受けていた部分があるというふうに評価されているのかという点をお伺いしたい。 |
| 事務局 | 平成18年12月に取組指針を取りまとめ、全国的にも先進的に取り組みを実施してきたという事実はある。自己評価という観点で申し上げると、条例がなくとも、取組指針に基づき、既存の施策・事業を総動員して取り組んできたと思っている。今回、大阪府議会に提出された請願が全会一致で採択されたというのは大変大きく、条例を制定し、支援の理念や施策の基本方向を一層明確にすることで、府民の皆様に犯罪被害者支援に対する認識が深まっていくものと考えており、それが今回の条例制定に当たっての意義の一つと考えている。 |
| 委員 | 取組指針を作るとき、府の方々と一生懸命話をして、この指針ができた。当時としては非常に画期的なものだった。ただ、条例ではなかっただけ。なぜ条例ではなかったかと言うと、条例を制定するには時間がかかる、取組指針にすれば自由で活発なものができるということだった。府の取組指針は、皆が見習う非常に良いもので、全国の条例制定の際のモデルになったと思う。神奈川県は、大阪府までこの取組指針を勉強しに来た。私のところにも話を聞きに来た。私は、摂津市の条例制定時委員になったけれども、大阪府の取組指針というのは、参考にさせていただいた。今後、条例を制定するに当たっては、国の役割、都道府県の役割、市町村の役割というものをきちんと議論して、早く全国に広まって行くような形にしていただけたらありがたい。そして、府の条例を、今の時点で最高レベルのもの、他の都道府県の研究対象になるような良いものにしてもらえたらうれしい。 |
| 委員 | 資料３の中の「犯罪被害者等を取り巻く現状」を見ると、大阪は全国でも犯罪が多く、それも凶悪犯罪が多い。府には取組指針があるが、やはり条例とは重みが違う。私は、もう少し早く条例を制定しても良かったと思う。今年１月に被害者支援連絡会議があったとき、府はなぜ条例を制定できないのかと声高々に言ったが、府には取組指針があるからというような感じであった。請願を出された、あすの会の皆さんにはお礼を述べたい。 |

○条例素案作成に向けた検討について

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | 資料７～９に基づき、条例素案作成に向けた検討について説明。 |
| 座長 | 私の方から少しコメントをすると、今の説明のとおり、条例を制定しているのは都道府県で14。そして、市町村は、大阪は2つだけだが、都道府県の中で全市町村が条例を制定しているところが、秋田、岡山、京都、佐賀の、確かその4つ。京都府内の全市町村には条例があるが、京都府には条例はない。つまり、条例制定には、市町村ラインと都道府県ラインの２つのラインがあるということ。都道府県ラインでいうと、平成30年になって急に条例制定が増えている。今勢いが出ているところで、そこで大阪府で条例を制定されると、大きなインパクトを与えると思う。他の自治体に目標にされるようなモデルを是非作っていきたい。それとあともう一つは、先行条例があるので、それを参考にして良いところは取り入れ、更に地域の特性みたいな項目を付け加えるというのが条例の典型的な作り方。資料９については、項目を揃えていただくことと、特徴があるところ、若干の違いがあるところなどを示していただくよう改善していただきたい。そして、何よりも大事なのは、大阪府としての地域の特性・特色というものをどのように出していくかということ。大阪が15番目に条例を作れば、おそらく全国にばっと広がっていくという期待がある。 |
| 委員 | これは要望だが、犯罪被害者等基本法を見ると、前文が書かれている。憲法の前文は有名だが、大阪府が条例を作るのだったら、大阪の特徴を表した、格調高い前文を作ったらどうかと思う。そこを検討していただきたい。 |
| 委員 | あすの会は、今年の6月3日に解散した。今一番気がかりなのは、あすの会がこれまで担ってきたものを、誰が担ってくれるのかということ。今年３月に解散することを決めたときから、ずっと考えて来たが、やはりそれは国、地方自治体、国民全体が、我が事として考える。それしかないのだろうなと思っている。あすの会は、18年間、どこからの束縛もないまま、自由にものが言えて、その結果として被害者支援の制度ができた。政策提案をした被害当事者団体であった。あすの会の代わりを、国の基本法に基づいた基本計画に沿って、全国の都道府県レベル、市町村レベルの条例、で実行するという形で、有機的につなげる。これを前文にも盛り込んでもらえれば非常に有意義なことと思う。文章を練るのは大変だろうが、事務局の方、よろしくお願いしたい。 |
| 委員 | 今まで大阪で条例がなくても済んできたのは、あすの会さんなどの積極的な活動があって、上手く回っていたからではないかと個人的には思っているところ。その強い思いがあって、積極的に活動してくださっていたことの全てを、大阪府や市町村が、そのまま引き継ぐのかどうかという点は、きちんと精査しなければならないのではないかと思う。その意味では、公的な仕事、あるいは警察も含めて公務員が行える仕事と、民間の方と連携してやっていくところというのは、別ではないか。全てのことを公的にもっと手厚くという気持ちもわからないではないが、全てをというのはやはり難しいと正直思っている。また、支援の仕事は、担当者が変わる度に変わっていくようなファジーな部分と、必ずここは守っていくという部分があることを考えると、前文の文章も、フワッと、あるいはシンプルなものであった方が、活動に深みも出るであろうし、動きも出て来るのではないかと個人的には思っている。さらに、民間支援団体あるいはNPOだからこそやっているという人達のやる気を削がない形にしないと、あなたたちの仕事は公的な仕事だから行政からの命令に従ってやってもらいますよ、となったら変な不協和音が出てしまうように思う。そういったことを考えると、他の自治体の参考になるようにという熱い思いもわからないではないが、あまりガッツリと盛り込みすぎるのもどうか、というのが個人的な意見である。 |
| 座長 | 様々なご意見が当然ありますので、それを集約して、少しでも良いものを作るということだろうと思う。やはり、被害者支援については、公的な認知が非常に低い。犯罪被害者支援の民間団体への援助というような項目も条例の中には出てくるので、被害者支援とは何なのかっということを大阪府議会が議論し、それを認知し、条例を作って、それをまた各市町村もどんどん認めていて、広報してもらうというのは非常に重要なこと。前文については格調高いものができれば良いけれども、それは議論の中でまとめていって、あるいはもう最後のところで議論しても良いと思う。素案ができ上がってから、全体のまとめとして、格調高い前文を置くのかどうかということを議論するという段取りになろうかと思う。 |
| 委員 | 条例を作成するに当たっては、誰を束縛するのか、誰に対して、何を求めるのかというところを明らかにする必要があるのではないかと思う。それから、もう１つは、被害者支援の現状の中から、今何が一番不足しているのか、又は何が一番重要なのかということを考えながら、メリハリのある条例にする必要があると考えている。 |
| 委員 | 私達は自分達のために動いて来たのではなく、過去の被害者として、これはおかしい、この制度はおかしいのではないか、ということで立ち上がった。あすの会ができて、皆さん方のお手元の資料に記載されているようなことを提案し、国民の皆さんの理解のもとで成果が出てきた。ありていに言えば、これらのことに、戦後70年間、誰も気づいていなかった訳であり、被害者がものを言うようになってからできた訳で、なぜ見逃されていたのかということを考えなければいけない。明石市は、上限300万円を市が立替払いする。行政の方々は金が掛かるなという話で考えるのかもしれないが、立替払制度の一番のメリットは、地方自治体が、その責任で犯人の所在地を確認できること。私も民事裁判で勝っているが、犯人がどこにいるか全然わからない。しかし、明石市では立替払制度があって、犯人がどこに住んだ、どこに引っ越した、どうしている、ということをずっと市が追跡できる。公権力をもって、被害者の代わりをしてくれる。大阪府もこういう制度を作り、その必要性を府民にきちんと説明すれば得心してもらえるだろうし、納税意識も高くなると私は思うので、視点を変えて、こういう方法論もあるということを一考してもらえたらうれしい。というよりも、是非入れてほしいと思う。 |
| 座長 | 犯罪被害っていうのは、誰にでも起きることであり、特殊な人に、一部の人だけに起きることではないので、他人事ではないはずなのだけれども、やはり一般国民の認知度、認知は低く、他人事のように考えられている。それを広げていくに当たっては、やはり条例というのが１つの起点になるものだろうと思っている。明石市の例もあるので、事務局の方で参考にしていただきたい |
| 委員 | 先ほどの委員のお話で誰を名宛人にするのかという点だが、やはり、まず自治体の責任を明確にするというのは当然だと思う。また、座長が言ったとおり、一般国民の認知をどう広げていくかという問題がある。それから、資料4の13ページに「二次的被害の状況」というのがあるが、これを見ると、一番多いのは加害者関係、その次に捜査裁判を担当する機関の職員ということだが、他にも下の方見ると、世間の声、近所・地域の人、同じ職場・学校に通っている人等、誰もが二次被害の加害者になってしまうという現状がある訳であり、まずその点についての意識を府民の方に変えていただく必要があるのではないかと思っている。 |
| 委員 | 私の専門は憲法でして、その観点から気づいたことを少し申し上げると、犯罪被害者等基本法というのがあり、その中で地方公共団体の責務や、どういった施策を講ずるのかということが多数並んでいる。他方、資料９の条例項目の一覧表を見ると、両者のかなりの部分が重なっている訳で、純粋に理屈の世界で言うと、条例が必要・不可欠のようには見えないというのが１つ。事務局からの説明、あるいは他の委員の発言の中で、条例を作ることによって、重みというか、いわばシンボリックな意味合いを持たせるのだという発言があったところだが、それだけではなく、もう少し私なりに考えてみて、大きく２点申し上げたい。１つは、条例を定めることで何が変わるのかというと、府の部局として重みが増すというのはもちろんその通りだと思うが、やはり一番違うのは、現行の取組指針というのは、知事部局限りで定めたものであるが、条例というのは議会がコミットするということ。議会にコミットさせるということが、１つの大きな違いであるということ。条例の制定を求める請願があって、それを採択して、なぜ知事部局で条例案を検討しなければならないのか、よくわからないところもあるが、それはともかくとして、議会もコミットする、今後は議会も被害者支援の知事部局の取組みについて関心を持ってモニターしていくということを自ら宣言する、というのが条例を定めるということの意味合いの１つだろうと思う。知事部局でどういう施策が展開されて、それがどういう効果を生んでいるのかということについて、きちんと定期的にチェックし、説明を求め、もし問題があれば改善を促すというようなサイクルを回していく、ということが、そこには含まれるのではないかと思う。定期的に議会に報告する、あるいはこの取組指針も定期的に見直すというようなことをシステム化するということが重要だろうと思うので、そういう条文を入れて、自ずと改善のサイクルが回っていくような仕組みを埋め込むということが、条例を定めることの単なるシンボリックな意味を超えた、意味合いではないかと思うのが１点。もう１点は、独自の施策、被害者支援基本法にはない項目について、前文を含め、条例に独自に入れるのであれば、意味があるとは思う。しかし、その前者の、改善のサイクルが回る仕組みを埋め込むということが、やはり大きな意味があるのではないかと思う。 |
| 座長 | 国と地方、都道府県と市町村との関係について言えば、私は本来持論としては、国がもっとやるべきだと思っている。具体案を国が示して、それを国が実施すべき。ところが、生活に密着しているというところがあるためか、どうも国としては地方自治体にもっとやってほしいという感じであって、その間の整理が上手くいっていないのだろうと思う。したがって、大阪府が条例を作るときには、国と都道府県と市町村との役割分担を念頭に置いて、大阪府の条例はこういうポジションにあるのだというところを明確にすると、そういう点でも貢献できると思う。それともう１つ、運用のウォッチングは当然のことだが、ただこれも国は弱い。法律は作るけれども、その後の運用の点検は、一応そういうことをやっているが、私の知っている法律では、一応やっているというところに留まる。大阪府の条例では、そういうところも明確に打ち出して、点検をされると、これは全国のモデルになるのだろうと思う。 |
| 委員 | あすの会は、全国に条例をということで、近畿でも活動して来た訳だが、今委員の方から繰り返し見直していくという提案をしていただいて、非常にうれしかった。犯罪被害者になると、被害者が接触するのはまず警察。その後、支援しましょうというときに、民間支援団体というものが来ても、それを信用できるのかという疑念が出る。被害者はまず公権力を信用する。生活支援においても、やはり公的なところが、条例に基づいて、きちんと法的な立場で、被害者支援を行う、担うという点を信用する。民間支援団体では信用できない。そこまで被害者というのは精神的に追い詰められていく。なぜ条例が必要かと言えば、公務員の人たちがきちんと責任を取るということになる。その上で公務員を手伝っているような民間組織があるのであればそれで良い。しかし、民間支援団体が先行して、それで済まそうということであれば、それは駄目だというのが被害当事者の、あすの会の皆の声であった。したがって、被害者支援は、まず条例に基づいて公務員の方々がきちんと行い、最終責任を取るということが大事。法律、条例があれば責任を問うことができる。民間支援団体は、責任を取れない。10年先、20年先民間団体が存続しているのかという疑念もある。私どもが条例制定を求めているのは、そういうことが理由であるということをご理解いただきたい。 |
| 委員 | アドボカシーセンターがどういう所かということと、活動の実績について、少し述べさせていただく。アドボカシーセンターというのは、被害者支援と同じで、まだまだ組織としては新しい。1996年に大阪被害者相談室を開設したのが最初の活動で、2008年9月に府の公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた。これで大きく飛躍し、2013年に大阪市より認定NPO法人の認定を受け、同じ年の10月には警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長の連名による表彰を受けた。大体、これが設立以来の経過になる。アドボカシーセンターにおける、被害者に対する全ての支援活動は無料で実施しており、これが基本。支援活動について具体的に言うと、まず１つ目は、電話相談、面接相談で、2017年の実績でいうと1,564回行っている。2008年から2017年間の10年間の累計では8,454回を数える。２つ目としては、直接支援。直接支援とは、裁判所、警察、検察庁、病院への付き添いや、裁判の代理傍聴などで、マスコミ等の対応も行っている。2017年は実績は66回だが、2008年から2017年までの10年間の実績は3,565回になる。その他、３つ目の活動として、自助グループの支援。４つ目として、シンポジウムも行っている。講演会も数回行っており、犯罪者支援に関する書物なども定期的に発売している。犯罪被害者支援週間のキャンペーン活動や、警察署、大阪拘置所、大阪刑務所等に対する被害者教育の講師の派遣、支援者養成事業などの幅広い活動を行っている。実際の支援活動はどういう人が行っているかと言うと、現在、19名の犯罪被害者相談員を含む45名の支援活動員が支援活動に携わっている。大部分が女性で、男性は現時点では6名。被害者に寄り添いながら丁重な聞き取りを行い、関係機関とも連携をとって、被害者にとって最も適切な支援は何かを常に考えながら、支援に努めている。アドボカシーセンターは、民間ならではのフットワークの軽さと、犯罪被害者等早期支援団体として厳格な情報管理体制や確実な人材養成システムを併せ持った、犯罪被害者支援について、大阪では中心的で唯一の団体であると自負している。次に、条例に対する要望だが、府が中心となって、市町村、府警、他の民間支援団体、市町村の関係者等と適切な役割分担のもとで、相互に連携協力をする、犯罪被害者等がどの機関及び団体を起点としても、同様に必要な支援を受けられる、どこに行っても結果的には同じ支援を受けられる、そういうオール大阪での被害者支援の総合支援体制について、是非、条例により明確にしていただきたい。次に、これは条例に入れるかどうかは置くとしても、やはり財源の問題が大きい。支援員に対しても大阪府の最低賃金に近い報酬は一応払っており、全てセンター独自で資金の調達をしている。大阪府と府警さんからは、わずかな助成金はいただいているが。基本法第22条においては、国及び地方公共団体は、犯罪被害者への支援を行う民間の団体の果たす役割の重要性に鑑み、その支援活動の促進を図るため、財政上の措置等必要な施策を講じるものとする、と規定している訳であり、民間にしかできない支援活動を、これからも永続的に継続していくためには、財政上の処置についても検討していただきたい。 |
| 委員 | 犯罪被害者等基本法は、制定時これは支援法なのか、それとも権利法なのか、というところで最後の最後まで色々な駆け引きがあった。あすの会が徹底抗戦し、基本法は犯罪被害者の権利法であり、支援者のための支援法ではないということで、最終的に権利法として捉えられている。我々は、ここははっきりと言っておかないといけないのだが、基本法を作るために署名活動をしたり、各会派を回ったりして、地方自治法99条に基づく意見書を国に提出してもらった訳ではない。経済的補償をきちんと行ってほしい、裁判への被害者参加制度を作ってほしい、この２つを実現するために運動していた。基本法は、その過程で生まれた、一つの大きなエポック。民間支援団体からは、支援者ネットワークからは、署名活動のときに手伝いませんという書面が来た。自治法99条に基づく意見書を求める活動でも、一回も支援団体からの応援はなかった。何もしてないのに、基本法に基づいて基本計画ができたら、民間支援団体のお金の援助に関する検討会ができていた。何もしなかった者が良い所取りするのではないかというのが、私の見方。まず何をすべきかと言えば、民間支援団体の予算のことよりも、被害者のための経済補償をきちんと考えることの方が大事で、その後に民間支援団体のことを考えていく。この順番というのが大事だと思うが、それを無視されたものの仕組みができていた。それからもう１つ。先ほど言ったように、我々は民間支援団体は信用できない。身分が分からない、責任の所在が分からない。個人個人頑張っておられるのかもしれないが、仕組みとしておかしいと思っているので、民間支援団体が先行してリードするような仕組みは要らないというのが基本。その辺りははっきりさせる方が今後のために良いのかなと思う。50年後、100年後も、被害者支援をきちんと行っていくためには、民間支援団体が主導するのではなくて、基本的に、条例、法律に基づいて行わないといけない。 |
| 委員 | あくまでもメインは被害者、遺族、家族であるというのはそのとおり。しかし、アドボカシーセンターという民間の支援施設は、このままだと果たして５年後、10年後に十分な支援をできるのだろうかと。今はボランティアで支援をやりなさいという時代ではないので、５年、10年、15年と継続して民間の支援活動を今と同じように続けようとすれば、どうしても財源が必要。報酬をくれと言っている訳ではなく、最低限の賃金がなければやはり支援員が集まってこない。そうなったら、もう相談だけで終わろうかという話もちらっと出たが、しかしやはり我々はアドボカシーセンターの直接支援というのは絶対に大事なのでこれは守ろうとしている。以上アドボカシーセンターの活動の報告をさせてもらったが、これからも被害者に寄り添っていく必要があるので、この問題もやはり考えていくことが必要不可欠。被害者自身の権利や利益をまず守ること、それは当然で、言われなくてもその気持ちは変わらないので、委員、よろしくお願いする。 |
| 座長 | 今の件について、私の方からも一言。難しいところはあるが、やはりボランティア団体が必要なことは、疑いがないこと。ただ、ボランティア団体であるが故に、私は全国のネットワークの監事もしているが、各地のボランティア団体は、その成り立ちが違う。性格も違うし、規模も違うし、力も違う。それがここ20年ぐらいで徐々に良くなって来ている、まだそういう段階な訳で、今後は、もっとその位置づけをしっかりしないといけない。ただし、少し話を戻すと、ここは地方公共団体の懇話会ですから、専ら大阪府と大阪アドボカシーセンターの話であり、その他の京都の団体であるとか、東京であるとかのボランティア団体のことを議論することも必要だとは思うが、今回はともかく、大阪府と大阪アドボカシーセンターがどういう関係なのかということ。一般論、総論で言うと、大阪アドボカシーセンターが必要なのは当然間違いないし、支援を受けられる方も、官を頼られる方と、民間を頼られる方とがあるのはご存じのとおりで、色々な場面がある訳であり、民間支援団体をなくす訳にはいかないので、条例の中での位置づけを、今回話し合って、できるだけ明確にさせていくということでお願いしたい。 |
| 委員 | 位置づけが一番大事な訳で、基本的に、アドボカシーセンターができた経緯をみると、警察と相談者との間にクッションを作らないといけないということでできて、電話相談の件数ごとに報酬が警察庁から入るという仕組みが発展して今の形になっている訳で、アドボカシーセンターの位置づけをどうするかと言えば、大阪府警のための被害者相談の民間団体だという位置づけをはっきりとしておけば良い。今までの、２0年近くの、アドボカシーセンターの知恵や知識は大きな財産であると思うし、そこは否定しないが、位置づけをはっきりとしないといけない。そこがスタートと思っている。もう１つ言わせてもらうと、大阪府でこの１０年、全国でも条例制定が進んでいないのは、民間支援団体があるからそれで良いという、誤った物の考え方が広まりすぎたからと思っている。我々は、地方自治体に早く条例を作って欲しかった。それなのに条例制定の動きが広がっていないのは、やはり皆が勘違いしているから。地方自治体も勘違いしている。民間支援団体があるから良いじゃないかと、任せておけば良いと思っている。大阪府もそう思っている。この間の議会で請願を全会一致で採択してくださったのは、我々のこのままではいけないという思いが通じたからだと思う。 |
| 委員 | 官民連携とか市民協働という時世の中で、犯罪被害者支援に関しては、やはり官というか、公が信用されるという点はよくわかる。個人情報の保護も非常に強く言われる状況の中で、守秘義務を課せられる公務員というところに対する信頼というのはやはり大きいと思う。しかし、全ての犯罪被害者支援を、臨時公務員みたいな形で行うという別の形にもなってしまっては、民間のノウハウがあっての話ということとずれて来てしまうので、大阪モデル的などんな形でやっていくのか。役所がすべての最終責任を負うことまでは無理としても、情報提供や相談窓口をきちんと整備していくことは既に行われて来ているし、情報の連携という意味では支援協議会という仕組みが明確に作られてきているので、こういった部分がきちんと継承されていけば、本当に良いのだろうなと思って、話を伺っていた。民間支援団体への財政的な支援や、官民の関係のあり方といったところまでは、おそらくここ数回で結論が出るものではないと思う。これまで醸成されてきた関係性を壊さないで、信頼関係をきちんと継続していける形で、オール大阪といった時に私には関係がないという人が出てこない形で、位置づけることができれば良いのだろうと思っている。そして、民間支援団体への財政的な支援、財政的な処置に関しては、おそらく必要な資金に関しては努力するという文言が入るだけにはなると思うが、現に出している以上のお金の話をここでするのはどうなのかなと思っている。経済的負担の軽減の話や、住宅の話もあったが、それらを議論するにしても、現状ここまでこういう制度が整備されていますということを、条例の検討をしていきますという時に広くアピール、広報していくことは良いと思うが、それ以上のことに関しては、議会などで揉んでいくことであり、もっと被害者支援に重点的にお金を配分すべきだという意見を戦わす場所は、ここではないのではないか思う。 |
| 委員 | 条例の中に、財源を出していただくとか、財政支援をしていただくといったことを入れて欲しいということではない。アドボカシーセンターは、ここまで苦労して支援活動を続けて来ている、ほとんど自ら財源を確保している、そういう苦労を知っていただきたいということ。条例というのは、あくまでも被害者の権利などが一番大事なことであるから、そういったことを中心に考えて作っていただくことには全く異議はない。 |
| 委員 | 少し議論が外れるかもしないが、信頼できる窓口というのは非常に重要だと思っている。そして、その窓口というのは身近なところにないと、どこへ行って良いかわからない状態では、なかなか到達しないだろうと思う。それから、当事者の方々は、おそらく具体的な困り事というのを明確に区分できてない、整理できてない状態でお困りだろうと思うので、その辺りをしっかりと話を聞きながら、実際のサービスや施策、または具体的なサービス窓口につなげるような、ワンストップ窓口のようなものが身近なところに必要だなと思う。自分が被害者になって困った時に、どこへ行けば、どうしたら良いのかということがわかりやすいことがとても重要で、その窓口にそうした整理も含めて対応できる者が要るかなと思って聞かせていただいていた。もう１つは、資料4の10ページ、11ページを見ると、被害に遭った際に必要であろうと思った支援と、実際に受けた支援との格差が非常に大きい。今後、重点的に強化していかなければならない支援とは何かということについても少し議論をしていただけると良いと思っている。 |
| 座長 | 府が条例を作るということで、この懇話会ができ、そこで議論をしてという過程で、様々な広報がなされると、大阪府民の方も犯罪被害者支援の内容というのが少しずつわかってくる。そういうことが、私は非常に重要と思っている。それともう１つは、大阪府は、会議の冒頭で説明があったとおり、取組指針のもとでかなりのことは行われている。ですので、その実績を是非生かしていただきたい。今のご意見に関連して言うと、性犯罪被害の支援については、大阪は先進的で、性犯罪被害者支援のワンストップセンターであるSACHICOができたのは、全国で１番目か２番目。これは内閣府がかなり推奨しているもので、そのトップを切って大阪府で行っている訳であるから、やはりこれを条例にどう反映させるかということも議論はしていく必要があると思っている。 |
| 委員 | 民間団体への支援についての感想なのだが、以前、ある中央省庁の方が、学生向けの説明会か何かで来られていて、その中で、役所の一つの役割として、役所には社会的信用があるので、それを使って色々なものをつないでいくということにもっと力を入れて行くことが大事だという話があった。アドボカシーセンターも、公安委員会から認定されて、活動が非常にスムーズになったという話もあったが、やはりある種の役所からのお墨付きのようなものが活動を円滑にするという側面があることは否めないのだろうと思う。そこで、直接の財政援助ができるかどうかというと、色々と難しい問題があるかと思うが、例えば、大阪府ホームページを見ると、下の方に広告が出ているが、こういうところに広告を出す、広報の場を提供するなどの形で、民間支援団体の後押しができるのではないか。条例について言えば、例えば他の道県の支援条例を見ると、「民間支援団体による支援の推進」という部分には、県が情報提供・助言その他必要な施策を行うといったことが書いてある。そういう多様な、あるいは柔軟な形で、もう少し円滑に民間支援団体の活動が行くような様々なアイディアを出していけば、間接的に役に立つ、プラスになるのではないかという感じがするので、大阪府条例にも、「民間団体支援団体による支援の推進」という条項はたぶん入れられるのだろうと思うが、１つのアイディアとして申し上げたいと思う。 |
| 委員 | 2点申し上げたいと思う。まず、この条例で対象になる被害者は何かという話だが、多くの方が犯罪の被害に遭ったときに、まず相談に行くのは警察だろうが、必ずしもそういう場合だけではない。例えば、大阪弁護士会では、犯罪被害者のための専門法律相談窓口を設けているが、相談の中で一番多いのが性被害、その次はDV。こういう性被害やDVの場合は、まず警察に行くよりも、警察に届け出た方が良いのかどうか、その相談を抱えて来る人が非常に多い。性被害の場合であれば、今後取り調べにおいて、また警察官や検察官に同じような被害の状況を話さなければならない。DVの場合は、これは家庭の事情であるし、どうしましょうと。そういうことで、法律相談に来られても、性被害の場合は、示談で終わらせて捜査機関に行かないこともあるし、場合によっては泣き寝入りをしてしまう被害者もいる。私としては、こういう警察には行かない被害者も、支援から漏れることがないような条例を作ってほしいということが一つ。もう１つは、当然、大阪府の条例というのは、行政機関のものであるので、司法にまで立ち入るものではない。多くの被害者は、それまで想像もしていなかったことに巻き込まれて、民事事件と刑事事件の違いも分からない、捜査がどうなるかわからない、どうすれば加害者からお金を払ってもらえるかもわからないという状況にある。そういう時に、大阪府の方から弁護士会に早期につないでいただいて、司法サービスを弁護士会で提供する体制を整えるということが必要だと思っており、できればそれを条例に明記していただきたいと考えている。 |
| 座長 | 今のお話だと、ファーストコンタクトはたいてい警察が行うけれども、その後は弁護士であるとか、民間の支援団体であるとか、いろんな窓口があって、被害者にも様々な方がおられる訳だから、その多様な要望に的確に応える体制を作ることが非常に重要であろうと。その起点になるのは、この条例なので、今のような多様な要望に対して応えられるような条例を作っていくとことは重要だと思う。それ以外に私の方から話しておくと、先程、委員からも総合支援ということが出たけれども、これは今の話の延長で、１つの機関で支援ができるものではないので、大阪府だけで支援をするという訳ではないので、やはり様々な機関が関連してくる、性犯罪だと医療機関も関係してくる。そのときの連携のリーダーシップを執るのはどこかと言えば、やはり多くは地方自治体なのだろうと思う。もちろん、事件によって、被害によって、変わってくるとは思うが、やはり多くの場合は、地方自治体がリーダーシップを執るということになるであろうから、それを意識した条例を作るということが大事だろうと思う。そして、もう１つは、先ほども申し上げたことだが、大阪府では取組指針として長い実績があるので、その取組指針の運用を点検することによって今回の条例につなげるという点も非常に重要だと思う。今までかなりの経験を積み重ねてこられた訳だから、そこで非常に役に立ったこと、成功事例、失敗事例、色々あると思うので、それを生かした条例にしたいと思う。お金の問題でいうと、見舞金制度を作っている市町村があるが、私が調べた範囲では、市町村条例は全部横並びで、死亡事例30万円、障害事例10万円で、ほとんど例外がない。なぜそういう計算になるのか、地域の特性などというものがないのかという議論も必要であるし、稼ぎ頭の方が亡くなられたときは、たちまち経済的に困るということがあるので、経済的支援が必要だろうと。そういったことを、これは非常に良い機会なので、大阪府の条例が作られる時に議論して、それを府民の間に、共通理解を広めて行くきっかけにできれば良いと思っている。 |
| 委員 | 被害者参加制度もできたし、色々な制度ができて来たが、新しい制度ができたら必ずそれに対する不満というものもあって、それがあるピークを越えたらやはり制度改革をしなければいけない状況が出てくる。あすの会はそれをやってきた。あすの会が活動して色々な制度ができたが、時間経過とともにおかしな部分がひょっとしたら出てくるかもしれない。国民の常識として、大阪府民の常識として、これで良いのかという疑問が出て来た時に、国に政策提言できるような機関を持つ条例にもしていただきたい。工夫してもらえたらうれしい。これは被害者にとって一番大事なことで、どう支援するかではなくて、支援のための制度づくりを考えるということなので、そこ忘れないで頂きたい。それが、あすの会の代わりになって行くのではないかと思う。 |
| 委員 | 二次的被害をどう防ぐかというところで、例えば、マスコミに対して、被害者の情報を近所の人や同級生などが出す、写真を出す、それからインターネットで様々な情報を、実際とは異なる内容も含めて、流すといったことをどう制限することができるのかどうか。そういったことを、条例の中に盛り込めないか、といったようなことについても、ご意見をいただきたいと思う。 |
| 座長 | 二次的被害についてお答えすると、マスコミの方はかなりこの間努力されている。最初はそういう意識があまりなかったので、被害者の方に非常に二次的被害になるような質問をするということがあったが、もう随分前からマスコミの方が研究会をするなどして、二次的被害についてはかなり共通理解が広がっていると思う。ただし、今ご指摘いただいたインターネットの方については、これからの課題なので、この条例に盛り込めるかどうかは置いておくとしても、少なくとも検討して、それを将来に引き継いでいくということは必要だろうと思っている。 |
| 委員 | 私としては、この条例をきっかけに、大阪府独自の大阪府が中心となって、犯罪被害者支援センターのような、そこへ行けば情報提供にも相談にも支援にも応じるといった組織を作れないかと思う。組織をもっと大きくしないと駄目だとか、専門的知識のある人を集めるといったことが前提となるだろうが、性犯罪だけではなくて、ワンストップの犯罪被害者情報センター、大阪府犯罪被害者支援センターみたいものを設けられないかなというのが、私の希望である。 |
| 座長 | それでは時間も迫っているので、今日の会議はこれで終了する。マイクを事務局にお返しする。 |
| 事務局 | 次回開催日程等の事務連絡（閉会） |